

静労発基1208第1号
令和8年1月8日

関係団体の長 殿

静岡労働局長



令和2年8月4日付け基発0804第8号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」の一部改正について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、令和7年12月26日付け基発1226第3号「令和2年8月4日付け基発0804第8号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」の一部改正について」をもって、厚生労働省労働基準局長から通達がありました。

厚生労働省労働基準局長からの通達につきましては、下記静岡労働局ホームページ専用サイトに掲載しております。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【静岡労働局ホームページ専用サイトアドレス】

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/anzeneisei_syuchi

